

介 護 保 険

軽度者に対する 福祉用具貸与の 例外給付に関する 取り扱いについて

肝付町

令和 5 年 1 月版

1. 軽度者に係る福祉用具貸与について

軽度者（要支援1又は要支援2、要介護1の者。ただし、「自動排泄処理装置：尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く」については、要介護2及び要介護3の者も含む）に係る指定（介護予防）福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特使寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト：つり具の部分を除く」及び「自動排泄処理装置：尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く」（以下「対象外種目」という）に対しては、原則として算定できません。

2. 軽度者が原則として算定できない対象外種目

| | 対象外種目 | 要支援 1・2 | 要介護 1 | 要介護 2・3 | 要介護 4・5 |
|---|------------------------------------|------------|----------|------------|------------|
| ア | 車いす及び車いす付属品 | × | × | ○ | ○ |
| イ | 特殊寝台及び特殊寝台付属品 | × | × | ○ | ○ |
| ウ | 床ずれ防止用具 | × | × | ○ | ○ |
| ウ | 体位変換器 | × | × | ○ | ○ |
| エ | 認知症老人徘徊感知機器 | × | × | ○ | ○ |
| オ | 移動用リフト（つり具部分を除く） | × | × | ○ | ○ |
| カ | 自動排泄処理装置 （尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く） | × | × | × | ○ |

3. 軽度者であっても、対象外種目が算定が可能な場合

利用者等告示第三十一号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象種目について、指定（介護予防）福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

(1) 原則として次の表の定めるところにより、基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断します。

表 [利用者等告示第31号のイで定める状態像の者]

| 対象外種目 | 厚生労働大臣が定める者のイ | 厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果 |
|----------------------|--|---|
| ア、車椅子及び 車椅子付属品 | 次の（一）、（二）のいずれかに該当する者 （一）日常的に歩行が困難な者 （二）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 | （一）基本調査【1-7 歩行】 「3. できない」 （二）該当する基本調査結果がない |
| イ、特殊寝台及び 特殊寝台付属品 | 次の（一）、（二）のいずれかに該当する者 （一）日常的に起き上がりが困難な者 （二）日常的に寝返りが困難な者 | （一）基本調査【1-4 起き上がり】 「3. できない」 （二）基本調査【1-3 寝返り】 「3. できない」 |
| ウ、床ずれ防止用具 及び体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査【1-3 寝返り】 「3. できない」 |
| エ、認知症老人徘徊 感知機器 | 次の（一）、（二）のいずれにも該当する者 （一）意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支援がある者 | （一）基本調査【3-1 意思の伝達】 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査【3-2 毎日の日課を理解】 基本調査【3-3 生年月日をいう】 基本調査【3-4 短期記憶】 基本調査【3-5 自分の名前をいう】 基本調査【3-6 今の季節を理解】 基本調査【3-7 場所の理解】 のいずれか「2. できない」 又は 基本調査【3-8 徘徊】 基本調査【3-9 外出して戻れない】 |

| | | |
|-----------------------------------|---|--|
| | | <p>基本調査【4-1 被害的】</p> <p>基本調査【4-2 作話】</p> <p>基本調査【4-3 感情が不安定】</p> <p>基本調査【4-4 昼夜逆転】</p> <p>基本調査【4-5 同じ話をする】</p> <p>基本調査【4-6 大声を出す】</p> <p>基本調査【4-7 介護に抵抗】</p> <p>基本調査【4-8 落ち着きなし】</p> <p>基本調査【4-9 一人で出たがる】</p> <p>基本調査【4-10 収集癖】</p> <p>基本調査【4-11 物や衣類を壊す】</p> <p>基本調査【4-12 ひどい物忘れ】</p> <p>基本調査【4-13 独り言・独り笑い】</p> <p>基本調査【4-14 自分勝手に行動する】</p> <p>基本調査【4-15 話がまとまらない】</p> <p>のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、 認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。</p> |
| | (二) 移動において全介助を必要としない者 | (二) 基本調査【2-2 移動】 「4. 全介助」以外 |
| オ.移動用リフト (釣り具の部分を除く) | <p>次の(一)、(二)、(三)のいずれかに該当する者</p> <p>(一) 日常的に立ち上がりが困難な者</p> <p>(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者</p> <p>(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者</p> | <p>(一) 基本調査【1-8 立ち上がり】 「3. できない」</p> <p>(二) 基本調査【2-1 移乗】 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」</p> <p>(三) 該当する基本調査結果がない</p> |
| カ、自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引するものを除く) | <p>次の(一)、(二)のいずれにも該当する者</p> <p>(一) 排便が全介助を必要とする者</p> <p>(二) 移乗が全介助を必要とする者</p> | <p>(一) 基本調査【2-6 排便】 「4. 全介助」</p> <p>(二) 基本調査【2-1 移乗】 「4. 全介助」</p> |

(2) 表アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員の

ほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定（介護予防支援）居宅介護支援事業者が判断することとなる。

(3) 表 [利用者等告示第31号のイで定める状態像の者] にかかわらず、次の i) から iii) の状態のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより（介護予防）福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合は、肝付町が書面や聞き取り等確実な方法により確認することにより、その要否を判断する。

※「医師の医学的な所見」については、直近の主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の（介護予防支援）介護支援専門員が聴取した（介護予防）居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

【医師の医学的な所見による状態像 i) から iii)】

| | 医師の医学的な所見による状態像 | 例 |
|-----|---|---|
| i | 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者 | パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等 |
| ii | 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者 | ガン末期の急速な状態悪化等 |
| iii | 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示三十一号のイに該当すると判断できる者 | ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避等 |

4. 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の手続きについて

「令和4年度版 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付のためのフローチャート」を用いて、確認申請書までの流れ・必要性をご確認ください。

5. 確認申請書の提出について

(1) 提出先：肝付町役場福祉課 介護保険係

(2) 必要な提出書類

①軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する確認申請書

※確認申請書については、貸与する対象外種目ごとに必要です。

②医師の医学的な所見（主治医意見書や医師の診断書又は¹⁾担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見）

※1)とは、サービス担当者会議の主治の医師が出席した場合の意見（サービス担当者会議の要点）、欠席した場合に照会を依頼した場合の回答、又は、その照会の回答がサービス担当者会議の開催に間に合わない場合、面談や電話又はメール等で聞き取った内容を（介護予防）居宅介護支援経過記録に記載した書類等が考えられる。

③ア、計画書（要支援の場合）

- 介護予防サービス・支援計画表（1）・（2）（本人の署名のあるもの）（写）
- サービス担当者会議の要点（写）

③イ、計画書（要介護の場合）

- 居宅サービス計画書1表・2表（本人の署名のあるもの）（写）
- サービス担当者会議の要点（写）援経過記録（写）を提出してください。

③ウ、計画書（暫定プランの場合）

※新規申請中、区分変更申請中、更新申請中で認定結果が出ていない時期に貸与が必要と判断した場合は、**暫定プランを提出してください。**

- 暫定の介護予防サービス・支援計画表（1）・（2）または、居宅サービス計画書1表・2表（本人の署名のあるもの）（写）
- サービス担当者会議の要点（写）

※認定結果が出て、暫定プランの内容に変更がない場合は、**確定（本）プランの提出は不要です。**

(3) 末期がん等の方への迅速対応の取り扱いについて

要支援者及び要介護1の者や要介護認定申請中で軽度者と見込まれる者であって、末期がんの急速な状態悪化等、疾病その他の原因により状態が急速に悪化し、短期間のうちに日常的に起き上がりや寝返り等が困難となることが確実に見込まれる者が「特殊寝台及び特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具及び体位変換器」等の利用が迅速に必要と判断した場合、(2)の①、②の書類及び③ア、イ、ウのいずれかの計画書を提出してください。

※迅速対応の場合、医師の医学的な所見については、例えば、主治の医師がサービス担当者会議に出席できず、照会の回答を得るのにサービス担当者会議の開催に間に合わない時場合、面談や電話、メール等で意見を聞きとった場合は、（介護予防）介護支援経過記録に記載しその写しを提出してください（②医師の医学的な所見）。また、サービス担当者会議ではその意見を共有し同意を得、サービス担当者会議の要点には、その内容を記載したものの写しを提出してください。

(4) 提出時期

原則として、**福祉用具貸与開始前に提出してください。（介護予防）福祉用具貸与費は遡って算定することはできません。**やむおえず、**提出が遅れる場合は、必ず肝付町役場福祉課介護保険係までご連絡ください。**

下記事項に該当する場合は、再度確認申請書を提出する必要があります。

①認定の更新又は区分変更後に継続して例外給付を受ける場合

- ②理由書が必要な貸与品目を追加する場合
- ③居宅介護支援事業所を変更した場合

(5) 承認(不承認)通知

提出事業所に対して、電話等にて承認(不承認)の通知をします。

(6) 注意事項

①貸与開始後の実施状況の把握について

申請後に状態変化が見られた場合、速やかにモニタリングを行いケアプランの見直しを検討してください。

②サービス担当者会議の開催時期について

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付は、医師の意見に基づいて例外的に算定を認める制度です。そのため、サービス担当者会議を開催する場合は、必ず医師の意見を確認した後に行ってください。仮に、医師の意見を確認する前に開催した場合は、軽度者に対する福祉用具貸与を根拠づけるものとみなすことができませんので、医師の意見をもとに再度サービス担当者会議を開催してください。

③軽度者の福祉用具貸与の例外給付について

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付は、あくまでも例外的な取扱いです。指定(介護予防)福祉用具貸与は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければなりません。福祉用具の安易な使用は、利用者の自立をかえって阻害する恐れもあるため、例外給付を申請する場合は、主治の医師の医学的所見や福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等で利用者の状態と福祉用具の必要性について十分な検討をしたうえで適切な判断をしてください。

④「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する確認申請書」提出前の利用について

肝付町に「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する確認申請書」を提出していない状態で軽度者の福祉用具貸与の例外給付が行われていた場合、給付費の返還の対象となります。提出忘れがないようご注意ください。

